

訓民正音創製と仏教政策

井上史美菜

The creation of *Hunminjeongeum* and Buddhism policy

INOUE Fumina

Research on *Hunminjeongeum* has progressed from a linguistic approach; however, there have not been enough attempts to analyze the background of its establishment from a historical perspective, based on the political situation and power structure of the time.

In this paper, I will discuss the process of the creation of the *Hunminjeongeum* by analyzing King Sejo's Buddhist proverb-unraveling project, and summarize the many unrecorded trials and errors and the twists and turns in the process of the creation of the new script, including the principles of the character matrix and orthography as seen in the example books, and the background of the times.

In addition, the fact that Sejong requested the cooperation of people who had good knowledge of Buddhism in the creation of the new script suggests that Buddhism had a great influence on its creation.

Keywords: King Sejong, *Hunminjeongeum*, Hangeul, King Sejo, Buddhist literature
in Korean translation

キーワード：世宗 訓民正音 ハングル 世祖 仏教諺解

はじめに

朝鮮王朝は中国に対して事大主義を貫き、政治面だけでなく文化面でも多大な影響を受け、その一つとして漢字文化を踏襲していたことが挙げられる。その一つが漢字文化である。朝鮮において訓民正音¹⁾が成立する以前にも朝鮮語文は存在していたものの、新羅・高麗の知識人たちは漢文の素養に長けてお

1) 訓民正音とは、1443年（世宗25年）12月に世宗が創製したとされる朝鮮独自の固有文字の名称および1446年（世宗28年）に「解例」の附された書籍『訓民正音』（この書籍は全編漢字で書かれており、解説・用例が附されていることから俗に『訓民正音』解例本と呼ばれる。）を指す。[趙義成訳注『訓民正音』, 2010年 など参照。] 尚、本論文では書籍名を表す場合には『訓民正音』、文字名として使用する場合には、訓民正音と表記する。また、先行研究では訓民正音の名称に関して、現行ハングルの基盤となっていることから「ハングル」と称されることもあれば、文脈に応じて「諺文」や「新文字」とされることもある。したがって、本論文でも先行研究に倣い、名称を文脈で適宜区別する。

り、漢字を自在に操ることで意思疎通をはかっており、朝鮮成立以降もこの慣習が根強く続いていった。

一方で、漢文だけで事足りていたかと言えばそうではない。古来、漢文と並行して郷札²⁾や吏読³⁾、口訣⁴⁾を駆使するなどして朝鮮語文が書かれてきた。しかし、いずれにしても漢字の習得が前提とされた表記方法であり、庶民にとってこれらの方法で記された書物を理解することは非常に困難を極めるものであった。さらに、こうした当時の朝鮮語文は元々中国字音を借用し、朝鮮語化した字音であるため、本来の朝鮮語の字音と違った形になっていた。そのため、中国音韻学の体系から照らし合わせると、著しく乱れていることが問題視されていた⁵⁾。15世紀の中葉になると、朝鮮王朝第4代国王世宗(1397-1450, 在位1418-1450)はこうした状況を憂慮し、誰もが読める正しい朝鮮独自の文字体系の確立を図ろうとの狙いから、早急に取り掛かるべき課題として訓民正音創製⁶⁾に邁進する。

だが、朱子学を国是とし中国に対して事大の礼をとる朝鮮王朝において、民族文字の創製はかえってこれまでの国家基盤を危うくするものとして異を唱える臣下も一定数存在した。例えば、集賢殿の副提学であった崔萬理(?-1445)は、新文字の創製に反対する上疏文を直接世宗に奉じている。その中で、朝鮮が固有の文字を持つことについて、それは未開人⁷⁾らと同列になることを意味すると主張し、中華に随う事大主義に反する行為だと強く批判している。また、朝鮮語の表記は既存の吏読で十分に事足りており、固有文字を創製すれば漢字を学ばなくなる為に儒学が衰退するとしきりに訴え、断固として新文字の創製に反対し続けた⁸⁾。だが、当時の朝鮮の状況を考えれば、このような考え方が知識人にとって常識であったであろうことは想像に難くない。こうした強固な反対を押し切り、訓民正音の制定を成し遂げた世宗の功績は極めて大きいものと評価されている。

2) 古代朝鮮の詩歌である郷札を表記するのに主として用いられた表記法である。日本の万葉仮名に似た性質のものであり、当時の言語をほぼ完全に表記したものと推測される。[趙義成 2010], (など) 参照。

3) 漢字を用いた朝鮮語の表記方法の一つ。下級官吏の公文などではしばしば用いられた。「吏道」「吏吐」などとも称される。吏読は漢文と異なり朝鮮語の語順に従って文が綴られるが、名詞や動詞などの実質的な部分は漢語で書かれ、助詞などの文法的な部分は漢字表記された朝鮮語で書かれた。[趙 2010], (など) 参照。

4) 漢字を読む際に漢文の途中に挿入する朝鮮語の助詞類を指す。趙義成 2010 など参照。

5) 「……然其五方之音各異, 邪正之辨紛紜。」「……矧吾東方, 表裏山河自爲一區, 風氣已殊於中國。呼吸, 豈與華音相合歟。然則語音之所以與中國異者, 理之然也。至於文字之音, 則宜若與華音相合矣。然其呼吸旋轉之間, 輕重翕闔之機, 亦必有自牽於語音者。此其字音之所以亦隨而變也。」(『東国正韻』, 申叔舟著, 「東国正韻序」), 参照。

6) 先行研究では「創制」と表記されるものも多いが、「創製」と表記されているものも存在する。本論文では、訓民正音が「ただ単に作り定められたもの」という認識ではなく、「様々な紆余曲折を経て一から新しいものとして生み出され、難航の末にようやく文字として形になった」というニュアンスを強調するため「創製」という表記を用いている。

7) ここでの未開人とは蒙古、西夏、女真、日本、西蕃を指す。いずれの国でも独自の固有の文字が使用されている。

8) 「……唯蒙古西夏女真日本西蕃之類, 各有其字, 是皆夷狄事耳, 無足道者。……今別作諺文, 捨中國而自同於夷狄。是所謂棄蘇合之香而取蟪蛄之丸也。豈非文明之大累哉。」「……而況吏讀行之數千年, 而簿書期會等事, 無有防礙者。何用改舊行無弊之文, 別創鄙謔無益之字。若行諺文, 則爲者專習諺文, 不顧學問文字, 吏員岐而爲二。苟爲吏者以諺文而宦達, 則後進皆見其如此也, 以爲『二十七字諺文足以立身於世, 何須苦心勞思, 窮性理之學哉。』如此數十年之後, 知文字者必少, 雖能以諺文而施於吏事, 不知聖賢之文字, 則不學牆面, 昧於事理之是非, 徒工於諺文, 將何用哉。我國家積累右文化之化, 恐漸至掃地矣。」(『世宗実録』世宗26年2月20日の条, 参照。)

『世宗実録』および『訓民正音』には、「國之語音，異乎中國，與文字不相流通，故愚民，有所欲言，而終不得伸其情者多矣。予為此憫然，新制二十八字，欲使人人易習，便於日用耳⁹⁾」との一文があり、これが訓民正音の創製者は世宗であるという主要な根拠となっている。このように、世宗による訓民正音の完成とその頒布については詳細に取り上げているものの、訓民正音創製事業の着手や進行過程に関しては具体的な言及が見られない。趙義成（2010）は、文臣らの関与を示す記録が一切ないことや、世宗が秘密裏に何らかの組織を作った形跡も全くないことを根拠に、世宗自身が新文字の製作を行っていた可能性が高いとの見解を示している。もし仮に集賢殿の一部学士らが関与していれば、崔萬理らのような他の文臣から何らかの指摘があったはずだとし、集賢殿の学士らが新文字製作に関与した可能性は低いとする¹⁰⁾。

だが、現代の言語学的観点からも完成度が高いと評される訓民正音を、世宗一人の創製と見なすにはやはり疑問が残る。実際、任洪彬（2013）は、『世宗実録』の癸亥年の最後の記事と前部分では叙述方法が異なっているため、後から追加された部分がある可能性を示唆しており¹¹⁾、鄭光（2015）も、ハングルはパスパ文字から影響を受けた可能性が高いとし、世宗が一人で作り上げた史上類例の無い独創的な文字だと信奉することを否定している¹²⁾。加えて、世宗は当時、消渴症に悩まされていたことが知られている¹³⁾。このような状況下で、世宗は一人で秘密裏に新文字の創製を遂行することができたのだろうか。こうした中、先行研究では集賢殿の学士らが世宗を手助けしたのだと主張するものもあるが、崔萬理の反対上疏により、集賢殿の学士の多くは新文字の創製に対して否定的だったことが明らかになっているため、学士らの全面的な協力を想定することは難しい。

このように、歴史的な大事業である訓民正音創製は、史書の語る通りの「世宗晩年の大功績」として単純に理解するには多くの疑問が残るのである。当時の政局や権力構造を背景としたこの事業の位置づけを明らかにすること、そしてこの事業に実質的な役割を果たしたブレンや実務担当者の存在を丁寧にあぶり出すことが必要であると考えられる。

本論文では上記の問題意識に基づき、訓民正音の創製に関わった中心人物として、首陽大君、すなわち後の世祖（1417-1468、在位1455-1468）と集賢殿の一部の学士らさらには僧侶達に着目し、その役割を明らかにすることを目指す。その際、訓民正音制定と同時期に進められていた仏教政策、とりわけ仏教諺解書籍の刊行との関連を中心として、一次史料や先行研究の蓄積を土台に検討し論じていく。晩年の世宗はそれまで積極的に行っていた仏教弾圧を弱め、訓民正音公布後は、仏教諺解書籍を多数出版し、それは世祖にも受け継がれる。姜信沆（1957）は、訓民正音創製の過程には仏教の役割が大きかったとみており、特に世祖の崇仏は国家事業の枠組みを超え、もはや個人の性向の域に達していたと指摘す

9) 『訓民正音』および『世宗実録』巻113、世宗28年9月29日の条、参照。

10) [趙 2010: pp.192-193], 参照。

11) 任洪彬「世宗実録の訓民正音刊行記事の秘密」言語と情報社会第5号、西江大学校言語情報研究所、2013年）、参照。

12) 鄭光「ハングルの発明 ハングル研究の次元を変えた深度深い力作」キムヨン社、2015年）、参照。

13) 김정선「朝鮮時代 왕들의 질병치료를 통해 본 의학의 변천」(서울대학교 대학원, 2005年)、参照。

る¹⁴⁾。世祖が仏教に精通していたことは疑いなく、訓民正音創製と仏教諺解事業が密接に関わっているならば、世祖が新文字創製にも関与した可能性は高いであろう。よって本稿では、世祖が深く関与したとされる仏教諺解事業を精査し、訓民正音創製との関わりを考察する。

一、訓民正音創製に関する研究史の整理

1. 親制説

世宗が訓民正音を創製したという問題は、既に自明のものとして捉えられている節があるものの、その一方で新たな見解を待たれる主題であると言える。

これまでなされてきた訓民正音の創製者に関する議論の中では、いち早く親制説¹⁵⁾が取り上げられてきた。『訓民正音』や『世宗王朝実録』の記録にある通り、世宗が手ずから訓民正音を作り上げたことを主張するものであり、代表的な先行研究としては、田蒙秀・洪基文(1949)、李基文(1976/1980/1992)、林龍基(1997/2008/2012)などが挙げられる¹⁶⁾。

まず、田蒙秀・洪基文(1949)は、実録の記述内容を重視した分析を行なった。世宗による集賢殿の設置や鑄字の改良、書籍の刊行などから、世宗の文化新興に対する関心の高さを指摘し、それが訓民正音創製を成し遂げた大きな要因であると論じる。また、崔萬理らの反対上疏文にあらわれる語気の強さにも着目し、自説との関連を強調する。このような視点から、臣下たちは誰も世宗の功績を横取りすることはできないと主張する¹⁷⁾。

李基文(1976/1980/1992)は、世宗が成した様々な文化的功績の中で特に際立つものが訓民正音の創製であると評価し、実録に記録された世宗の業績に関する記述の中で「親制」という表現を使用するのは訓民正音が唯一であると指摘している¹⁸⁾。さらに、訓民正音に関する政策は基本的に人目を忍んで行われていたとみている。そして、『龍飛御天歌』と『月印千江之曲』の表記法にも着目することで、世宗の音韻学への明さを指摘し、訓民正音の創製は世宗以外に考えられなかったと主張する。

林龍基(1997/2008/2012)は、『訓民正音』解例本や訓民正音創製前後に刊行された文献資料の中で特に『東国正韻』序、『洪武正韻譯本』、『東文選』にあらわれる『直解童子習』の成三問序、『世宗実録』121巻の1443年(世宗25)12月30日の訓民正音御製についての記録などを中心に検討し、世宗と訓民正音

14) 강신항 「李朝初 佛經諺解 經緯에 對하여」(『國語研究』1, 國會研究會, 1957年), 参照。

15) 『御製訓民正音(諺解)』の本文で「新制」という表記があるが、端的な表現として学界では「親制」という言葉が多用される傾向にある。

16) 田蒙秀・洪基文譯註『訓民正音 譯解一朝鮮語 文庫 第1冊一』(朝鮮語文研究会, 1949年)、李基文「最近の訓民正音 研究에서 提起된 몇 問題」(『震檀學報』42, 1976年)、李基文「訓民正音 創製의 基盤」(『東洋學』10, 講演會鈔, 1980年)、이기문 「훈민정음 친제론」(『한국문화』13, 서울대학교, 한국문화연구소, 1992年)、임용기 「세종대왕과 훈민정음의 창제」(『나라사랑』94, 1997年)、임용기 「세종 및 집현전 학자들의 음운 이론과 훈민정음」(『한국어학』41, 한국어학회, 2008年)、임용기 「훈민정음의 한자음 표기와 관련된 몇 가지 문제」(『人文科學』제96집, 2012年), 参照。

17) [田蒙秀・洪基文1949: pp.22-25], 参照。

18) 李基文「훈민정음 친제론」(한국문화13, 서울대학교, 한국문화연구소, 1992年), 参照。

創製のつながりを主張する。一方で、文宗の役割にも焦点を当て、訓民正音創製以後の諺解政策の実行に手を貸していたとの見解を示す。このように、文宗が世宗の次に訓民正音創製に関与していた人物である可能性について言及しているが、あくまでも世宗の親制を否定するものではないとする。

2. 非親制説 および 親制協賛説

他方で、国事に多忙を極める世宗が訓民正音創製という壮大な作業を単独で完遂できたのかという疑問から、非親制説が提唱されはじめた。これについては、文献の記録に基づき、親制説に劣らない実証的な議論を展開しているといえる。この非親制説は、世宗が自らの手で直接に訓民正音を創製したわけではなく、学者たちに命じて作らせたという完全な非親制説をとるものと、世宗はとある協賛者に若干の協力を得ていたとの見解を示した上で、訓民正音の創製は完全な親制であったとは言えないにしろ、限りなく世宗の親制に近い形で成し遂げられたものとする、いわゆる親制協賛説と呼ばれるものに二分される。近年、学界における非親制説の傾向としては、第三者の協賛を受けて創製がなされたという説が主流になりつつある¹⁹⁾。ただ、その場合でも、果たして協賛者は誰なのかという問題について見解は一致していない。

2-1. 集賢殿の協賛

史料上、訓民正音創製に関係した機関は集賢殿とされている。その集賢殿の学者たちが世宗の作業に協賛してこの大事業を成し遂げることができたとする親制協賛説の先鞭をつけたのは、李崇寧(1955/1958)である²⁰⁾。李は、当時の事大主義を背景とした、多くの儒臣らによる日常的な諫言に焦点を当てて持論を展開している。世宗はその諫言を避けるため、非公開に一部の側近の少壮学者らと共に事を運んでいたとし、その一端が露出したものこそ崔萬理らによる反対上疏文であると指摘する。

姜信沆(1977/1987/1993/2003)²¹⁾や安秉禧(2004)²²⁾などは、訓民正音創製過程に集賢殿の学者たちの協賛があったとの見解を示す。特に安秉禧(2004)は、「史料にだけ依存するか、それとも史料と共に当時の時代生活を考慮するか」という問題提起から議論を開始している。『訓民正音』解例の序文を文面通り読めば、協賛を想定できないとしつつも、「国王が自らどんな仕事をしていたとしても、必ず自力で成し遂げたというわけではなかった事実にも注目する必要がある」と強く主張して、訓民正音に関連する

19) ハンジェヨン 訓民正音に関する研究の回顧創製背景と動機及び目的そして創製者を中心に 語文論集
19) 한재영 「훈민정음에 관한 연구의 회고 창제 배경과 동기 및 목적 그리고 창제자를 중심으로」(『어문론집』
72, 중앙어문학회, pp.71-124, 2017年), 参照。

20) 李崇寧 「國語學史의 時代性論考: 訓民正音問題를 主題하여」(『학총』 1, 학총사, 1955年)、李崇寧 「世宗의 言語
政策에 관한 연구—특히 韻書編纂과 訓民正音制定과의 關係를 中心으로 하여—」(『아세아연구』, 고려대학교
아세아문제연구소, pp.29-84, 1958年), 参照。

21) 姜信沆 「訓民正音創制 동기의 一面」(『언어학』 2, pp.57-63, 1977年)、姜信沆 『訓民正音研究』(成均館大學出
版部, 1987年)、姜信沆 『한글의 成立と 歷史』(大修館書店, 1993年)、姜信沆 修訂 重寶 『수정 증보 訓民正音研究』
(성균관대학교 출판부, 2003年), 参照。姜信沆は世宗による親制説を完全に否定してはいないものの、集賢殿の学
者らによる輔弼や協賛があったと主張していることから、親制協賛説に含めた。

22) 安秉禧 「세종의 훈민정음 창제와 그 협찬자」(『국어학』 44, 국어학회, 2004年), 参照。

記録の透明性と不透明性を分析し、諺文八儒²³⁾による協賛が行われていた可能性を指摘する²⁴⁾。その上で、李家源(1994)が『夢遊野談』という古写本から貞懿公主(1415-1477)による親制協賛説を提唱していることについて²⁵⁾、『夢遊野談』の史料としての信頼性に疑問を呈し、事細かく反駁している。仮に百歩譲って貞懿公主を訓民正音創製の協賛者の一人と認めるとしても、諺文八儒の存在と比較すれば、大変つまらない協賛であったことだろうと一蹴した²⁶⁾。金敏洙(2004)²⁷⁾と鄭達榮(2007)²⁸⁾でも、安秉禧(2004)と類似する主張が提示されている。

まず、金敏洙(2004)では、訓民正音創製が世宗大王の親制そして、崔恒をはじめとする士人と呼ばれる儒学者の協賛で完成して公開に至ったとみている。また、鄭達榮(2007)では、訓民正音を世宗の個人的な創製物として認識するよりは、集賢殿のような専門研究機関と正音庁のような新文字創製の作業を推進する機構の助けを通じて訓民正音は創製されたと主張し、それらの存在は、世宗が諺文政策に大きな関心を寄せていたことを示すものであると述べる。

2-2. 仏教界の協賛

訓民正音創製の協賛者を集賢殿の学者らにみた親制協賛説の論議とは、少し異なる見方をしているものもある。史在東(2010/2014)²⁹⁾は、訓民正音創製が世宗の親制であり、集賢殿の学者の協賛により完成したという説に異論を唱えた。集賢殿の学者たちは文字としての訓民正音創製に直接参与したのではなく、『訓民正音』解例本を著述して『龍飛御天歌』や『東国正韻』などを訳解することに注力しただけに過ぎないとみて、新文字の創製は、仏教中興と仏教王国の再建を渴望した仏教界に命じたものであるとの見解を示した。世宗は創製の総体的な責任者であり、首陽大君を実質的な主管者に抜擢し、当代の仏教界を代表する学僧の信眉、守眉、金水温らを専門的な実務者に据え、極秘のうちに訓民正音を創製

23) 『訓民正音解例』の鄭麟趾による跋文と『世宗王朝実録』1446年9月29日の「禮曹判書鄭麟趾序曰」に「遂 命詳加解釋，以諭諸人。於是臣與集賢殿應教臣崔恒，副校理臣朴彭年，臣申叔舟，脩撰臣成三問，敦寧府注簿臣姜希顔，行集賢殿副脩撰臣李塏，臣李善老等，謹作諸解及例，以叙其梗概。庶使觀者不師而自悟。若其淵源精義之妙，則非臣等之所能發揮也。」という記述が確認できる。ここに現れる朴彭年、申叔舟、崔恒、成三問、姜希顔、李塏、李善老と鄭麟趾を含めた8名の集賢殿の学者を諺文八儒としている。

24) [安秉禧2004: pp.6-7], 参照。

25) 李家源「訓民正音の創製」(『열상고전연구』7, 열상고전연구회, 1994年), 参照。

26) [安秉禧2004: pp.24-35], 参照。ただし、鄭光(2006)は李家源(1994)の説を支持し、訓民正音創製が集賢殿の学者らの助けを受けて成し遂げられたことを否定する。訓民正音創製は、世宗が彼の家族たちと一緒に秘密裏に遂行していたとみて、世宗が漢字音の学習のため発音記号として作ったものを貞懿公主が變音吐着したと主張する。鄭光「새로운 자료와 시각으로 본 훈민정음의創製와頒布」(고려대학교 부설 언어정보연구소, pp.5-37, 2006年), 参照。

27) 김민수「훈민정음 창제와 최항: 그 새로운 사실의 규명을 위하여」(『새국어생활』, 국립국어연구원, 2004年), 参照。

28) 鄭達榮「世宗時代の語文政策と訓民正音創製目的」(『韓民族文化研究』22, 韓民族文化学会, pp.7-30, 2007年), 参照。

29) 사재동「訓民正音創制・實用의 佛敎文化學的 考察」(국학연구론총 제5집 택민국학연구원, 2010年)、사재동「纂經《東國正韻》의 編緯와 活用様相」(국학연구론총 제13집 택민국학연구원, 2014年), 参照。

して実験、確定、公表にまで漕ぎ着けた可能性を論じている。その中で、訓民正音創製過程において、信眉が中枢的な役割を担っていたという持論を展開した。

同様に、任洪彬（2013）も、当時の仏教界から協賛があったことを主張している。「訓民正音創製は、たとえ君主がどんなに聡明だったとしてもできるようなことではなく、また、それはする必要があるようなことでもない」との見解を示しながら、信眉などのように訓民正音の創製に実質的に臨んだ人物がまた別に存在していたとする。しかし、僧侶や仏教界が積極的に介入して訓民正音を創製したとなれば、儒臣らからの大きな反発に合うであろうことは避けられないため、それを克服すべく、世宗や集賢殿の文臣らは直接的に訓民正音を作り上げたことを強調しなおした。だが、またすぐに信眉の他にも信眉の俗家や弟の金水温、貞懿公主が実質的に訓民正音に参加していたという主張をはじめたが、やはり最終的には訓民正音の創製者は世宗であるということを否定する気はないという立場に落ち着いた³⁰⁾。

3. 仏教政策と訓民正音

ところで、朝鮮王朝における仏教は、高麗時代に度を越す政治的な権力化と各種の世俗的な退廃を招き、朝鮮王朝が建つ直接の原因となったことで、長期にわたり抑圧された。けれども、仏教自体は特定の階層だけが信仰する宗教ではなく、4世紀後半に伝来して以降長い歴史の中で朝鮮半島の人々の意識や生活様式に深く根付いていた。したがって、表面上では、朝鮮王朝が崇儒抑仏政策を推し進めてはいたものの、実際に民衆の心を支えていたのは変わらず仏教であった。ほかでもない、訓民正音創製も、このような複雑な状況下で行われてきた政策であるということを踏まえて議論を進めなければならない。また、新文字で表記された仏教関連の文献の大部分は、諺解書であるという事実も無視することはできない。この仏教諺解に対する研究は、多数の学者が指摘するように、他の研究成果に比較して研究層は薄く、解釈と評価も未だ十分とはいえない。それでも、この分野に対する我慢強い問題提起により質的な研究が徐々に蓄積しており、その種類も文法中心、仏教中心、書誌中心、国語史中心と、大きく4種類の系統に分けることができるという³¹⁾。

仏教諺解を訓民正音普及の観点からみた研究には、方鍾鉉（1946）³²⁾と崔鉉培（1982）³³⁾がある。まず、方鍾鉉（1946）では、なぜ世宗が仏教諺解を行ったのかについて、仏教の漢文を朝鮮人に理解させるためわかりやすい表記を目指したこと、また訓民正音を広く普及させようとする狙いもあったなど様々な理由をあげている。しかし、世祖による仏教諺解政策を単に個人的な心情の問題に矮小化していることにはまだ言及の余地があるといえる。

続いて、崔鉉培（1982）は、仏教の諺解は三韓以来、民衆の心に深く根差していた宗教のため、諺文の普及を図ろうとしたと分析し、各仏教諺解書籍を全般的に整理し、仏教政策というよりは諺解政策の観点から歴史的評価を下している。

30) [한재영 2017], (など) 参照。

31) 김슬옹 『朝鮮時代の 훈민정음 발달사』 (도서출판 역락, pp.67-73, 2012年), 参照。

32) 方鍾鉉 『訓民正音史略』 (『한글』 97, 한글학회, 1946年), 参照。

33) 최현배 『고친 한글갈』 (정음사, 1982年), 参照。

また、安秉禧の他著(1992)³⁴⁾では、初期の仏教諺解を諺文普及の肯定的な側面から分析した。世宗と集賢殿の学者らが関与したとする15世紀末までの諺文使用の文献を、初期の諺文文献と規定した。その上で、ハングル使用文献の約6割を仏教諺解書籍が占めているという比重の高さに言及した。このような観点から「世宗のハングルの創製が仏教諺解のためであると単純に見ることはできないが、初期の諺文文献、特に世宗・世祖の時代の仏教諺解の絶対的な位置、創製の直後に行われたハングルの普及と学習に寄与した仏教諺解の機能を考えれば、訓民正音創製の時点で、仏教に対する考慮が完全になかったとは言い難い。世宗は立場上、自身の思いを表に標榜することはできなかったが、胸の内では仏教諺解を考えてハングル創製に臨んでいたという強い疑惑を払拭することはできない」と主張する。

金英培、金武峰(1998)³⁵⁾でも、仏教諺解の作業は本来、朝鮮の治国理念や当時の時代状況とは相入れない政策であるにも関わらず、王室がこれほどまで熱心に取り組んだ理由を、表面的な理由と実質的な理由とに分けた。表面的な理由は崩御した母后や父王、大君、君たちの冥福を祈るいわゆる追善仏事だったが、それはあくまでも、儒臣たちの反対を克服するための口実と弁明に過ぎず、実際には、士大夫たちに反対を受けていた国文字の定着・普及にあったとみる。新しく制定された国文字を使用していたのは一般の百姓であったという分析から、根深い仏心と新文字の関連性を結びつけて考えられたものであり、仏教を新文字の普及の手段としてみる最初の見解だと言える。

一方で、仏心が先という見解もある。このような仏教中心の研究には、既出の史在東(2010)だけでなく李逢春(1978/1980)や이재형(2004)³⁶⁾、金鍾明(2006/2010)³⁷⁾などが代表的である。まず、李逢春(1978/1980)では、朝鮮初期の仏典諺解は単純に仏典の国訳化次元を越え、仏教思想の集約と仏教中興のような深い次元であると論じる。仏典諺解は教団を代表する僧侶と仏教保護に立った王と王室、一般信者としての崇仏儒臣たちが三位一体となって成された大興仏事業だったとして分析しているが、このような見解は、仏教諺解が実際に仏教の大衆化につながらなかったことに議論の限界があると言える。

이재형(2004)では、訓民正音創製後の信眉の役割と秘密裏に推進した創製過程で見た時、信眉が訓民正音創製過程に深く関与したはずだと推論した。「信眉が訓民正音創製に協力したという決定的な証拠はないが、訓民正音の文字の形と音韻学、また、訓民正音創製後、直ちに実施された仏経刊行から訓民正音に対する信眉の深い理解を伺うことができる」と述べる。

金鍾明(2006/2010)は、『世宗実録』に現れる記録を熟察し、世宗は通説とは異なり、在位初期から仏教に関心を寄せ、それを密かに受容していたとみる。在位初期の世宗は伝統的な慣習から仏教の因果説を否定していたが、在位後期になると仏教観は変化していったと分析する。このように、訓民正音創製の背景には仏教が非常に重要な位置を占めていると見て、世宗の仏典諺解は彼の崇仏観を土台に展開したと明らかにした。そういった訓民正音の仏典編纂の成功の要因には、晩年、世宗が強力な王権と政務から解放されたことによるものであるとした。

34) 安秉禧「初期佛經諺解와 한글」(『불교문화연구』3, 영축불교문화연구원, 1992年), 参照。

35) 金英培・金武峰「世宗時代の諺解」(『세종문화사대계 1 (어학·문학편)』, 세종대왕기념사업회, 1998年), 参照。

36) 이재형「世宗의 훈민정음 창제와 신미의 역할」(『불교문화연구』, 한국불교문화학회, 2004年), 参照。

37) 金鍾明「世宗의 불교신앙과 훈민정음 창제」(『동양정치사상사』6 권 1 호 한국동양정치사상학회, 2006年)。

金鍾明「世宗의 불교관과 유교 정치」(『불교학연구』제25호, 한국학중앙연구원, 2010年), 参照。

史在東（2010）は、仏教の観点から訓民正音創製の経緯と実用化、文化史的意義などを推量した。すく、訓民正音創製は仏教的背景が重要だと見て、仏教の中興を通じた仏教の王国建設のために朝鮮に合う仏教的文字を創製したということだ。つまり、当時の朝廷と儒教界はこれに反対するよりほかになく、創製と実用化の主体もまた、王室と仏教界になるほかなかったとの見解を示した。

姜信沆（1957/2003）では、朝鮮の崇儒抑仏の政策に見た世宗と世祖による初期の仏教諺解を非常に奇異な現象としてその歴史的脈絡を推量した。士大夫たちの仏教に対する排斥論理に見た、諺文を通じた仏経の諺解は、世宗の庇護と世祖の崇仏性向により可能となったとし、世祖の崇仏的な態度を政治戦略としてではなく単に個人の性向に過ぎないとみた。このような見解から、無識階級と知識階級の二元化を中心に、仏教諺解の影響力を否定的に評価している。さらに、訓民正音が強力な儒臣たちの反対の中で創製された後、韻書や仏経と結び付けられたことは、訓民正音の将来的な発展にとって不運なものに終わったと分析した。

4. 先行研究の問題点

以上の先行研究の見解からも、訓民正音創製の過程と普及の過程で仏教の役割が非常に大きかったことは明らかであるが、各種の仏教諺解書と訓民正音の関わりについての解釈と評価は十分といえる状況ではない。上述の訓民正音創製および仏教政策に関する先行研究の全体像を改めて見てみると、「非親制説」があまり重視されていないように見える。また、「親制協賛説」を取りつつも世宗が直接的に訓民正音創製を成し遂げたことを強調する研究が多く、親制説との違いが明確でないようにも思える。また、「非親制協賛説」という概念が先行研究の中で確認できないことも、この分野の研究が停滞している要因であると感じる。「非親制説」は全て一様にまとめられ十把一絡げになっている印象を強く受けるし、「親制説」も「非親制説」も結局は世宗の関与ありきで話が展開している。しかしそうではなく、世宗以外の新文字の主体者が存在した可能性についてももう少し丁寧に考えてもいいのではなかろうか。大君や集賢殿の学者、僧侶たちは、あくまでも理解者・協力者であるという位置付けから脱さないまま議論が展開されていることにやはり疑問を呈したい。

本論文では、世宗が訓民正音を頒布しようとしていたという決めつけを脱し、世祖による親制があった可能性を論じてみたい。以下、世祖による親制協賛説（すなわち世宗の非親制協賛説）をとり、その協賛者として集賢殿の学者たちや僧侶などの存在を考察する。

二、朝鮮仏教と世祖

新羅・高麗期では王朝と貴族があつく仏教を信仰し、仏教法会が盛んに行われてきたのに対して、朝鮮王朝においては強力な排仏崇儒の政策が取られたために、仏教は衰退の一途を辿る³⁸⁾。世宗により禪と教の両宗で統廃合がされたことで、仏教の経済的・人的な基盤は相当の部分が解体されたために、教学

38) 鎌田茂雄『朝鮮仏教史』（東京大学出版会、1987年）、兪昌均「朝鮮時代世宗朝言語政策の歴史的 성격」（『東洋学報』3・4号、東洋文庫、1978年）、参照。

思想とその活動の多様性も見られなくなっていた。

高麗時代、仏教寺院は広大な土地を所有しており、商業と高利代金業などを行ない社会経済の矛盾を生んでいた。朝鮮王朝の排仏政策にはこのように歪んだ国家経済を立て直す目的と儒教の普及・確立が背景としてある。何よりも国家財政の確保が急務であった新王朝では、その解決策として寺院が所有している財産の没収と、これまでの社会腐敗の根源と目された仏教寺院の富と権勢を奪い取ることを目論んだとされる³⁹⁾。

加藤（2016）は、これまでの朝鮮初期の仏教史研究を詳細に分析し、上記のような通説的見解が生まれた背景には、19世紀末に朝鮮半島に渡った加藤文教・鶴谷誠隆や菊池謙譲らが、当時の朝鮮の寺院や僧侶を目の当たりにした体験をもとに朝鮮仏教の来歴を叙述した事に始まるとの見解を示している⁴⁰⁾。彼らは当時の朝鮮仏教を「惨況」として捉える共通の評価を下して、朝鮮王朝は儒教主義を掲げ仏教に強力な排斥を加えた王朝像を描いた⁴¹⁾。

朝鮮王朝では、特に太宗・世宗の代に排仏政策が強行されたことが知られている。しかし、既に千年余りに渡って朝鮮半島に受容され、深く国民の思想と生活に食い込んでいた仏教は、庶民や婦人、子供の間にも深く浸透していた。特に極楽浄土へ往生できるという浄土教は庶民にも容易に理解できるため、彼らの信仰の中心を占めた。朝鮮では儒教に圧迫されて仏教が完全に滅んだように考えることは大きな誤りであり、かえって深く仏教信仰は庶民の生活の中に土着化したと見なければならぬ⁴²⁾。仏教は、どんな権力や弾圧、暴力をもってしても、朝鮮社会から一掃することはできなかったのである。

江田（1977）によれば「朝鮮仏教の第一の特徴は、教理的にまたは宗派的に単一であると同時に混同的であるということである。このことは朝鮮仏教の調和性という性格から来ているものという⁴³⁾。単一的というのは例えば禅と教の両者が対立のまま一つのものとして統合されて禅教一致の立場が取られていると同時に、宗派としては禅と教との対立的区別を超えた禅教宗という一つの宗派のみがあるようなものである⁴⁴⁾。混合的とはこうした朝鮮仏教がシャーマニズム的または道教的信仰との雑糅が顕著にみられることを指している。例えば、道仏混合の八関会⁴⁵⁾のような法会の存在が挙げられるほか、寺刹の伽藍配置を見ても、どの寺にも必ず七星殿や山神閣などの雑信仰の堂宇が見られることも混同的な特徴をよく表している。第二の特徴は、寺院の伽藍の位置や環境から朝鮮仏教は「山林仏教」と形容できるほど著しく山林的であり、観光的であるといえる。山林的とは朝鮮の寺刹が朝鮮王朝になってからは慶州や

39) 申昌浩「ハンと韓国の宗教史」(『京都精華大学紀要』, 第20号, 2001年), 参照。

40) 加藤裕人「高麗末期から朝鮮初期における仏教の歴史的相位」(東京学芸大学大学院, 博士課程学位論文, 2016年), 参照。

41) [加藤 2016 : pp.2-8], 参照。

42) [鎌田 1987 : p.201], 参照。

43) 江田俊雄『朝鮮仏教史の研究』(国書刊行会, pp.44-45, 1977年), 参照。

44) 「朝鮮仏教の宗派は一般に禅教両宗と称される。しかし、実際には唯一の禅宗—純粋なものではないが—のみ存在するに過ぎなく……(中略)所謂禅教の語も寧ろ禅といふ宗教、禅の仏教とでも解した方が適當のやうに思はれる」[江田 1977 : p.211], 参照。

45) 高麗、朝鮮において国家的年中行事に際して行われた宮中行事。仏教や土俗信仰、新羅以来の仙風など融合的な思想背景による豊作祈念祭・収穫祭的な性格の年中行事であつたらうと考えられている。

開城の旧都に残存した若干の新羅、高麗時代創建の寺を除いては、京城やその他の地方都市にすら殆ど影をひそめ、国内の大山、名山ないし辺鄙な山間、峡谷に寺域を占めるものが非常に多い。また、観光的とはこれらの寺々が山容水態の景勝地にあつて、四季を曳く遊山探勝の客足が絶えないということである⁴⁶⁾。第三の特徴は、社会的に見て著しく隠遁的であり、非社会的であるということがいわれる。これは仏教迫害があまりにも深刻であつたため当然の結果であり、祈祷的、呪術的仏教の性格上独善的的自己になつたのは、当然のことだと考えられている。第四の特徴としては、民族的、国家的であるということである。仏教は仏陀により人類的宗教として説かれたものであり、決して一民族や一国家の福祉のためではないという仏教の根本理念にもかかわらず、朝鮮仏教は民族的であつた⁴⁷⁾ という。

さて、崇儒排仏の風潮にあつた朝鮮王朝において、仏教をあつく保護し再び興隆させたのが朝鮮王朝7代国王の世祖である。世宗没後、長男の文宗（1414-1452、在位1450-1452）が王位を継承したが、父王の意を汲んだ新文字に関する書物を刊行することなくこの世を去つた⁴⁸⁾。6代国王として文宗の長男である端宗（1441-1457、在位1452-1455）が幼くして後継者となつたことにより、皇甫仁（1387-1453）、金宗瑞（1382-1453）が世宗の三男である安平大君（1418-1453）を擁立して政権は大きく揺れた。首陽大君は申叔舟（1417-1475）、鄭麟趾（1396-1478）の後押しから1453年（端宗元年）に癸酉靖難を起こし1455年（世祖元年）7代国王世祖として即位した。

長きに及んだ権力闘争を経て政権を引き継いだ世祖だったが、同時に篤い仏教信者でもあり、朝鮮時代最大の奉仏王であつた。宮殿内に寺刹を建立するかと思えば、僧侶を宮殿内に呼び入れたりもした。また、内院寺、神勒寺、雙峯寺、海印寺など多くの寺院に奴婢を寄進したばかりでなく、五台山の月精寺や青鶴寺は世祖を中興大施主とした。そのほか金剛山乾鳳寺、金剛山表訓寺、五台山山院寺や京城の大円覚寺、楊州の檜巖寺、靈巖道岬寺などを重修し、楊平竜門寺や京城興天寺に鐘を寄進した。このように世祖は朝鮮最大の信仏王となつた。さらに、1462年（世祖8年）には、公私の賤民の出家を許可し、1464年（世祖10年）には大円覚寺を重興した⁴⁹⁾。仏教信者の世祖が後世に大きな影響を与えたのは『法華経』『禅宗永嘉集』『金剛経』『般若心経』などの諸経典を諺文に訳したことである⁵⁰⁾。

彼は世祖時代に『釈譜詳節』の編纂を一任されていたことから、教学にも明るい方だつたといえる。しかし、彼の仏教隆盛政策は儒教的立場の弱い彼の現実的な選択だつたとする見方もある。すなわち、兄弟を殺し甥から王位を奪い取るだけでは足りずに結局、その甥まで殺してしまう背徳的な行動が名分と礼を重んじる儒教的な立場からは決して受け入れてもらえなかつたという見方である⁵¹⁾。このようにして世祖の親仏政策は儒教理念に透徹した性理学者たちを牽制する手段にもなり得たという意見もある⁵²⁾。

ところで、世祖の行った代表的な仏教政策といえば、刊経都監の設置だろう。刊経都監は京城に置か

46) [江田 1977 : pp.45], 参照。

47) [江田 1977 : pp.45-46], 参照。

48) [김슬옹 2012 : pp.29-30図表], 参照。

49) [鎌田 1985 : pp.205-206], 参照。

50) [鎌田 1985 : p.206], 参照。

51) [江田 1977 : p.211], 参照。

52) [江田 1977 : p.275], 参照。

れた政府直轄の仏書刊行処である。1461年（世祖7年）に初めて設けられ、睿宗（1450-1469, 在位1468-1469）を経て、成宗（1457-1495, 在位1469-1494）期に廃止されるまでの11年間存続した仏典刊行を司った官署である。世祖の代に最も活動したため、世祖を抜きにしてのこの事業は考えられない。高麗時代の仏典刊行の官署であった大蔵都監や教蔵都監の趣旨を受け継ぎ、その規模に倣って設けられたものと思われる。刊経都監が京城の王宮内ではなく、市街地に存在したことは設置の翌年、火災の虞から近傍の民家を補償して撤去させたことで知られるが⁵³⁾、実際の刊経事業は時には地方の羅州牧に命じて行わせたという場合もある。

刊経都監の職制は、都提調・提調・使・副使・判官とあり⁵⁴⁾、五階級に分かれている。これらの役は必ずしも一人が占めるわけではなく、同時に一役に数人が任命されていたようだ。また、これらの吏僚の中には無論、僧侶も混じっていたらしく、彼らはここに勤めることによって、当時非常に得難かった度牒が貰え、堂々と僧であることを認められた。しかし、彼らは多く下僚にあって、雑役に任じたらしく、実際に翻訳校正に関与した学僧も存在したにはしたが、彼らは客員顧問ともいえる立場にあって公に役を持つようなことはなかった⁵⁵⁾。従って、刊経都監の幹部はいずれも在家の学者官僚で、前集賢殿学士などが多かったようである。刊経都監の経費は国庫の負担となっていたが、その割当の田地が黄海道等にあったようである。何しろ相当大規模で、多人数を擁していたので、費用は莫大な額を要したようである⁵⁶⁾。

刊経都監は、その名の通り經典の刊行を第一の目的としたが、単に出版ばかりでなく、これとともに仏典を朝鮮語に翻訳し、また仏典を熾に中国より購入、集蔵し、さらに王室の行う仏事法会を掌り、時には名僧の接待等も取り扱った。

仏典の刊行については2種類に分かれており、一つは漢文仏典の刊行であり、他は朝鮮語訳仏典の刊行である。漢文仏典の刊行は現在残っているのを見ると、刊経都監が新たに開版したものと、高麗版、それも多くは義天の続蔵を重修したものに分かれている。朝鮮語訳仏典の刊行は世祖によって『月印釈譜』が出されているが、刊経都監が置かれてからは諸学者に特に重要な經典数種を翻訳させ、これを上梓している。世祖はこの訳経には特に軫念し、自ら諺訳に意見を述べていた⁵⁷⁾。

朝鮮語訳仏典は、第一に諺解すなわち漢文を諺文の吐訣を用いて解釈したもの、第二に諺訳すなわち漢文を朝鮮語に訳したもので、これに直訳（主として漢字交じり）と意識（主として純諺文）とがある。第三に音訳すなわち漢字音を諺文にて写したものに分類される⁵⁸⁾。

世祖が崩御し睿宗代になると、待ち構えていたかの如く刊経都監停罷の議が起こったため、刊経都監提調韓繼禧（1423-1482）は「都監不可停罷」と言上している⁵⁹⁾。睿宗が僅か⁵⁹⁾在位1年で堯死すると成宗

53) [江田 1977 : p.295], 参照。

54) [江田 1977 : p.211], 参照。

55) [江田 1977 : p.211], 参照。

56) [江田 1977 : p.211], 参照。

57) 박정숙 「世祖代 刊経都監의 설치와 佛典 刊行」(『역사와 세계』 20, 巴クチョンスク 王政史学会, 1996年), 参照。

58) [江田 1977 : p.322], 参照。

59) 「刊経都監提調韓繼禧啓：“都監不可停罷。”時議少之。『睿宗実録』卷1, 睿宗即位年9月11日の条, 参照。

が立てられたが、すぐさま司諫院大司諫の金壽寧（1436-1473）が王に上疏して、刊經都監を廃止すべきだと乞うた⁶⁰⁾。すると、成宗は「刊經都監則世祖所設 事有未就者故 未罷爾。事畢當罷之」と述べ⁶¹⁾、廃止の言質を与えた。金壽寧はこれより、経済上の理由と仏教自体が荒唐無稽として強硬に力説を続け、ついに刊經都監は廃止に至った⁶²⁾。

三、『釈譜詳節』『月印千江之曲』『月印釈譜』の関連について

本章では、世祖が編纂を主導したとされる三つの仏教諺解書籍『釈譜詳節』『月印千江之曲』『月印釈譜』の内容からそれぞれの成立の背景を分析し、そこから世祖の『訓民正音』制定への関与の可能性を検討していく。

李逢春（1978/1980）によると、『釈譜詳節』と『月印千江之曲』の編纂は、晩年の世宗個人による仏教信仰が関係していたとされ⁶³⁾、そうであれば崇儒排仏の気風の中でそれほど多くの人間が編纂に関与したとは考えられない。加えて、諺文の創製からまだ1年余りしか経過しておらず、役人たちが不自由なくこの文字を書き記すことは容易ではなかったはずである。また、朝鮮王朝においては長子相続が原則であり、首陽大君に王位継承権がなかったことにも鑑みれば、通常の政策のように多くの人員の協力があつたとは考えにくい。

このことから、『釈譜詳節』の編纂の主幹者であることが確かな首陽大君自身が、『訓民正音』頒布前から諺文を深く理解し、意のままに操ることができなければ、『釈譜詳節』の成立は難しかったであろう。さらにいえば、『釈譜詳節』全24巻が、既に『訓民正音』制定前から用意周到な計画として準備されていた可能性も考えられる。

それに比べて『月印釈譜』では上記の表にもある通り、漢字で表記された語の使用が多くなっているが、朝鮮語では漢字を訓読することがないので、漢字の使用が多いということは固有語の使用が少ないということの意味している。おそらく漢文の經典をより忠実に訳そうとする意図から生じた変化であると考えられるが、その結果として、要旨を捉えて簡潔な朝鮮語に『釈譜詳節』本来の躍動的な文体が、『月印釈譜』では説明的なものに変化してしまっている。さらに、『月印釈譜』では新たに『釈譜詳節』の内容を補充する仏教説話や仏教教理の詳細な夾註が大幅に増補されている。増補された夾註の文章では漢語が非常に多く使われており、仏教教理の研究書のような内容となっている⁶⁴⁾。つまり、『月印釈譜』

60) 『成宗実録』巻3, 成宗1年2月14日の条, 参照。

61) 傳曰：“疏中有可行之事, 予當議行之。但僧徒, 豈盡不善? 其中亦有修行者, 雖其行汚之輩, 或罹邦憲, 不可以此而盡謂之無行也。刊經都監則世祖所設, 事有未就者, 故未罷爾。事畢當罷之。”『成宗実録』巻3, 成宗1年2月14日の条, 参照。

62) 李逢春「朝鮮 成宗朝の儒教政治と排佛政策」(『佛教學報』28, 東国大学校 仏教文化研究院 1991年), 参照。

63) 逢春 [1978/1980] [김승용 2012, pp.69], 参照。

64) 『釈譜詳節』にも夾註は少なくないが、それらは本文を読み進める上で最小限必要と考えられる。漢字の意味の説明や仏教用語の簡潔な解説に限られているので、それを無視して読み進めたとしても大きな問題はなく、そうすることで釈迦の一代記が文学作品を読むように面白く読むことができる。しかし、『月印釈譜』の夾註の多くは、独自の物語を持っているか、あるいは仏教教理の研究成果が凝縮されたものになっており、そこに著者の渾身の精力が

の編纂を行う頃には、既に王として即位していたため政権運営に仏教を積極的に活用しようとしていたと考えられるのである。大君時代に『積譜詳節』編纂の経験があることを踏まえ、即位前から仏教研究書の執筆の着想があり、その計画が『月印積譜』の刊行で形になったのかもしれない。

김슬옹 (2012) は論著の中で、最初の諺文文献である『積譜詳節』と『月印千江之曲』は、仏教のために発行された訓民正音文献と見るよりも、訓民正音を一般化するために発行された文献として位置づけなければならないと述べているが、これらの書籍には当時の伝承音とかけ離れた東国正韻式の漢字音が徹底的に使用されているので、一概にそう言い切れない部分もある。

また、「御製月印積譜序」が漢文本文と韓国語翻訳文及び語句の説明と漢字音の表記で構成されていることは、「世宗御製訓民正音」と「積譜詳節序」と同様である。したがってこれら3冊の書籍全てに首陽大君（のちの世祖）が関与していた可能性がある。

姜信沆 (1957) は、相対的に朝鮮の崇儒排仏政策を見て、世宗と世祖による初期の仏教諺解を非常に奇異な現象としてその歴史的な文脈を推測した。士大夫たちの仏教排斥論理があったのにも関わらず、仏教諺解が実現したのは、世宗の庇護と世祖の崇仏性向によるものだとし、あくまでも世祖の崇仏は政治戦略ではなく個人の性向とみている⁶⁵⁾。しかし、世祖の仏教政策は個人の性向によるものという一言で片付けられない次元にあるのではないか。

ここで、『御製月印積譜序』（『月印積譜』の序にあたる）の内容を確認する。

原文：「有所疑處一어든⁶⁶⁾ 必資博問⁶⁷⁾·야⁶⁸⁾」

原文逐字訳：「疑は疑わしいことであり、処はところである。

資は付き従うことである。

博は広いことで、問は尋ねることである……」⁶⁹⁾

逐字日本語訳：「疑わしいところがあれば、必ず広く尋ねてその教えに従い……」⁷⁰⁾

夾註日本語訳⁷¹⁾：「お尋ねになった人は……」⁷²⁾

注入されていることは明らかなので、それらを見捨てて読み進めることはできない。」朝鮮世祖纂述 河瀬幸夫訳『積譜詳節 上』（春風社、^{キムスロン}p.8、2010年）、参照。

65) [姜信沆 1957: pp346] [김슬옹 2012: pp71], 参照。

66) 口訣にあたる部分。

67) 口訣にあたる部分。

68) 「御製月印積譜序」本文は漢文と韓国語文によって示されている。漢文には諺文で口訣が付けられている。[河瀬 2010: pp.25], 参照。

69) 「御製月印積譜序」の日本語訳については、河瀬 [2010: pp.53] を参考にした。

70) 「御製月印積譜序」の書き下し日本語訳については、河瀬 [2010: pp.53] を参考にした。

71) この部分は諺文で表記されている。

72) 『月印積譜』『御製月印積譜序』二〇張、参照。日本語訳については、河瀬 [2010: pp.53] を参考にした。

『月印積譜』で増補された夾註には、世祖自身が疑わしいことを誰に尋ねたかの旨が記載されている。しかし、「尋ねる」の主語は世祖であるのにも関わらず、尊敬語が使用されていることから、この文の実際の書き手は世祖自身ではないと考えられる。さらに言えば、『積譜詳節』と『月印積譜』の事実上の中心的な執筆者は、世祖ではなく、金守温または信眉だったのではないかという推測も立てられている⁷³⁾。

もし仮に、「月印積譜」の書き手が世祖ではなく僧侶達だとしたら、『積譜詳節』と文体が異なっていることもうなずける。『積譜詳節』の漢文原文は元々存在しておらず、最初から諺文で書かれたと言われているし、自然な文体であり、一方で『月印積譜』はより難解な内容なのであれば僧侶が書いたことに由来しているからなのかもしれない。だからと言って『積譜詳節』までもが首陽大君（のちの世祖）の執筆ではないというのは言い切れない。

また、『積譜詳節』の中で参考にされた諸經典と、世祖として即位後に刊経都監にて刊行された諺文仏典は共通している⁷⁴⁾。これらは難解な仏書というよりもどちらかといえば一般庶民が手に取りやすい馴染みのある書籍が多い。

さらに、首陽大君による『積譜詳節序』の「……又以正音就加譯解 庶幾人人易曉 而婦依三寶焉」⁷⁵⁾という一文であるが、「……また正音に解釈を加えて、人々が仏教を簡単に理解し、行き着いて頼るようになってほしい」とある。だが、『積譜詳節』『月印千江之曲』『月印積譜』において諺文で表記されている朝鮮語音は『東国正韻』のものと一致する。

この『東国正韻』は、当時の朝鮮語の伝承音と相当離れたものであり、実用性を欠いていたことから、15世紀中頃には姿を消している。新文字が人々の仏教理解に繋がると考えていた金守温や信眉がこの実用性を欠く東国正韻式の漢字音をわざわざ選んでいることに疑問が残る。そのような文字で表記されている仏書、ましてや内容も難解な經典では人々の理解は深められないのではないか。実際、鎌田（1987）では、諺文で刊行された仏書には難解なものではなく、偽経⁷⁶⁾や浄土教典が多いと指摘するように、漢字仏書と新文字で書かれた仏書で仏典の種類や難解さに区別をつけている⁷⁷⁾。

また、『積譜詳節』の中で参考にされた諸經典と世祖として即位後、刊経都監にて刊行された諺文仏典は共通している⁷⁸⁾。これらは難解な仏書というよりもどちらかといえば一般庶民が手に取りやすい馴染みのある書籍が多い。

首陽大君がこの「……又以正音就加譯解 庶幾人人易曉 而婦依三寶焉」という一文を書いたとすれば、直接自身の臣下に当てたものという可能性があり、これは世祖が国内を収めるために仏教に政策を見出していたということも考えられる。また、鄭麟趾による『訓民正音』鄭麟趾後序で見られるように⁷⁹⁾、新

73) [河瀬 2010 : pp.53], 参照。

74) 『法華経』『地藏経』『阿弥陀経』『薬師経』など

75) 『積譜詳節』『積譜詳節序』

76) 『天地八陽神呪経』『十王経』のように道教と習合した經典や『父母恩重経』のように儒教と合致したものも刊行されていた。[鎌田 1987 : pp.234-235], 参照。

77) [鎌田 1987 : pp.234-235], 参照。

78) 『法華経』『地藏経』『阿弥陀経』『薬師経』など。

79) 「國之語音,異乎中國,與文字不相流通,故愚民,有所欲言,而終不得伸其情者多矣。予為此憫然,新制二十八字,欲使人

文字は完全に有識者階級を対象としたものであると見ることができる⁸⁰⁾。これ加えて、『東国正韻』の刊行も有識者階級に向けられたものと仮定し、それらの階層の人物たちが使用するため漢字を普及するために作られたと考えなければ、このように難解な韻書が刊行されたことについて理解することは難しい。

また、中国から持ち込まれた仏教を理解するためには漢字が適している部分も多いため、世祖は漢字を広めるために仏教を利用しようとしていたという推論が成り立つ。このことから、世祖は仏教を国内に広めようと画策していた可能性もあり、さらに言えば漢字を定着させるために『東国正韻』のような韻書を編纂していたのかもしれない。

だが、鄭麟趾は仏教に全く興味を示さないどころか排斥しようとしていた形跡が多く残る。『東国正韻』を編纂するという目的までは一致していたのかもしれないが、世祖が無事に王として即位した後、鄭麟趾は仏教のことに関して頻繁に諫言を行うようになり、『月印釈譜』の刊行についても正しいことではないとした⁸¹⁾。この後も度々、鄭麟趾らは仏事を止めるよう諫言する記録が残っているが、なぜ世祖に協力したのか疑問が残る。この点に関しては、癸酉靖難との関連性について稿を改めて論じることとするが、ここでは刊経都監で刊行された漢字仏書と新文字で書かれた仏書で内容の難解さに差をつけていることから、文臣達は何らかの理由で漢字を広めることに目的を見出し、世祖が即位するまでは協力する姿勢を見せていた可能性を指摘しておく。しかも世祖は端宗復位運動の元凶となった集賢殿を廃止にしたので、有力な文臣達は保身のために世祖に阿ったのかもしれない。また、僧侶達は僧侶達で仏教を国内に広めようという目的から、新文字を流暢に扱える世祖に取り入ろうとしていたのではないだろうか。つまり、世祖は文臣と僧侶の間で板挟みになっていたのかもしれない。

最後に、即位後の世祖の動向についても再度確認しておく。『月印釈譜』刊行から2年後の1461年(世祖7年)に世祖は刊経都監を新たに設置し、主要經典の諺解と刊行事業に移る。しかし、この東国正韻式の漢字音と刊経都監は同時期に廃されている。このことから、やはり仏教の存在は政権運営に邪魔だと考えられたのではないだろうか⁸²⁾。仏典を読むために漢字を学び、それに関連する東国正韻式の漢字音も刊経都監も廃止されたということは、やはり東国正韻式の漢字音は仏教を広める狙いがあったとも考えられる。

また、根本的な疑問として、1446年(世宗28年)の段階で世宗は病気がちであった⁸³⁾にもかかわらず、

人易習, 便於日用耳。」

「吾東方禮樂文章, 侷擬華夏 但方言俚語, 不與之同學書者患其旨趣之難曉, 治獄者病其曲折之難通 昔新羅薛聰, 始作史讀, 官府民間, 至今行之然皆假字而用, 或濫或窒非但鄙陋無稽而已, 至於言語之間, 則不能達其萬一焉。」

80) [兪1978 : pp.6-7], 参照。

81) 「鄭麟趾就御床下啓曰“上於鑄字所印法華等諸經數百件, 又印《大藏經》五十件, 且今刊釋譜, 臣竊以爲未可。”上怒罷宴。」1458年(世祖4)2月12日の条, 参照。

82) 許油(2004)では、「王権の安定と儒教の理想政治を実現するために、仏教に排他的な新進士林の勢力を大勢登用し、仏教排斥の度合いを強めており、持続的な追い出しと度僧法の停止は成宗期のよくぶつ政策の核心をなしている」とある。許油「朝鮮仏教と平和思想」(『アジア・キリスト教・多元性 現代キリスト教思想研究会』第2号, 京都大学, pp.51-66, 2004年), 参照。

83) 集賢殿啓: “昨傳旨司憲府司諫院與本殿, 諭以爲王妃成佛經之意, 臣等聞命, 不勝惶恐。佛氏之害, 殿下固已洞識, 其是非, 豈待臣等之言? 今欲成佛經, 是雖出於哀迫之至情, 然今日成經, 則明日必設轉經法席。矧佛事, 特一時之事

新文字の創製に関与できたのかということがある。さらに、文宗は「予非好佛。爲世宗薦導耳。喪畢之後、自然無之。穿川峴通路、其考世宗傳教以啓」⁸⁴⁾と自身が崇仏ではないことを示し、実際に仏教に関する書籍を刊行することはなかった。

このように、首陽大君による仏典の編纂背景、世宗による仏教容認や新文字の事業に世宗の指示で首陽大君が関与していた事実、新文字の習熟度、その他実録などの記録から見ても新文字の創製には世祖が協力していた可能性が高かったと結論づける。

おわりに

本論文は、李朝初期における首陽大君（世祖）による仏教諺解事業やその周辺について紐解きながら訓民正音創製との関連性を探った。

従来の訓民正音に関する研究では、世祖による仏教政策と訓民正音の関連についても様々な議論がなされてきた。しかし、それはただ単に世祖自身が仏教に強い関心を寄せていたことに起因すると結論づけるものが多数を占める。本論文では、世祖と仏教界との関係について多角的に分析し、世祖が即位後、自身の政権運営を安定させる基盤として仏教政策を打ち出していた可能性について論じた。また、集賢殿の文臣や僧侶たちが訓民正音創製や世祖の仏教政策に対し、どのような思惑があったのかについても具体的に示した。

さらに、新文字の創製には、世宗の指示で仏教関係者に協力を要請していたことなどから、仏教が新文字創製へ大きな影響をもたらしていた可能性についても言及した。

本論文で示した新文字と仏教との関係、及び世祖の仏教政策の意義に関する考察は、今後の訓民正音創製研究において、世宗以外の第三者による新文字創製への関与の可能性を裏付けるための重要な足がかりとなる。

今後は、本論文で詳細に触れることの出来なかった『東国正韻』や『龍飛御天歌』の編纂や癸酉靖難についても分析を進め、本稿で提示した世祖による親制協賛説をさらに深く検討していきたい。

耳、若成佛經、則流傳萬世、後世子孫稱爲某宗之所爲、因此而大張佛法必矣。本國自太祖、太宗沙汰以來、至于殿下、排斥之法尤嚴、佛氏之教、幾乎熄矣。朝臣沐於聖化、凡喪事不用浮屠法者頗多。今殿下若成一部佛經、四方觀聽者、靡然從風、佛氏之教、從此而復張矣。假令佛氏爲靈、則近日王妃之病、再設精勤祈禱於宮禁、猶未感應、因此而可以知佛氏之虛誕矣。請停是命。”上曰：“爾等通達古今、排斥釋氏、可謂賢臣矣、予則不知義理、崇信佛法、可謂無知之君矣。爾等雖煩固請、賢臣之言、必不合於無知之君；無知之君之言、必不入於賢臣之耳。矧予近年多病、坐於宮中、但待死日耳。爾等侍從日久、可以知予之信佛與否矣。爾等雖固執再請、予未接見、難以開說辨明；爾等如或上章、予未親視、難以洞識爾意、勿煩再請。”『世宗實録』111卷1446年（世宗28）3月28日の条、参照。

84) 『文宗實録』1450年（文宗即位年）10月20日の条、参照。

